

会 議 資 料

頁

1 国及び県における高齢者虐待の状況について	1
2 県における高齢者虐待防止の取組について	16
3 意見交換時の協議事項	21

○ 参考資料

高齢者虐待対応フロー図(厚労省作成マニュアルより抜粋)	22
高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律 (平成17年11月9日法律第124号)	27
宮崎県高齢者虐待防止連絡会議設置要綱	35

(県内における高齢者虐待の状況)

高齢者虐待防止法の概要

1 目的

高齢者虐待の防止等に関する国等の責務、高齢者虐待を受けた高齢者に対する保護のための措置、養護者の負担の軽減を図ること等の養護者に対する養護者による高齢者虐待の防止に資する支援のための措置等を定めることにより、高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって高齢者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

2 定義

「高 齢 者」:65歳以上の者

「高齢者虐待」:①養介護施設従事者等による高齢者虐待

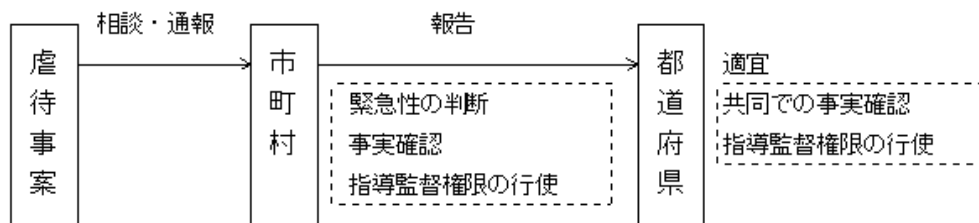
②養護者による高齢者虐待

3 高齢者虐待の類型

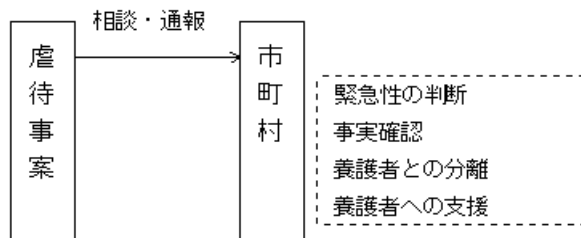
① 身体的虐待、②介護放棄・放任(ネグレクト)、③心理的虐待、④性的虐待、⑤経済的虐待

4 高齢者虐待防止法等に係る具体的な対応

① 養介護施設従事者等による高齢者虐待



② 養護者による高齢者虐待



5 施行期日

平成18年4月1日

6 高齢者虐待防止法に基づく対応状況等に関する調査(厚生労働省調査)

(1) 調査概要

平成18年4月1日に施行された高齢者虐待防止法に基づき、全国の市町村及び全国都道府県で行われた「高齢者虐待への対応状況」について調査するもの。

(2) 調査対象

全国 1,741 市町村(特別区含む。)及び 47 都道府県

(3) 調査内容

令和5年度中に新たに相談・通報があった高齢者虐待に関する事例、及び令和4年度以前に相談・通報があり、令和5年度において事実確認や対応を行った事例、市町村や都道府県における対応に関する体制整備の実施状況等。

7 県内における高齢者虐待対応状況について

養介護施設従事者等による虐待 …… P3～7

養護者による虐待…………… P8～14

養介護施設従事者等による虐待

○「養介護施設従事者等」とは

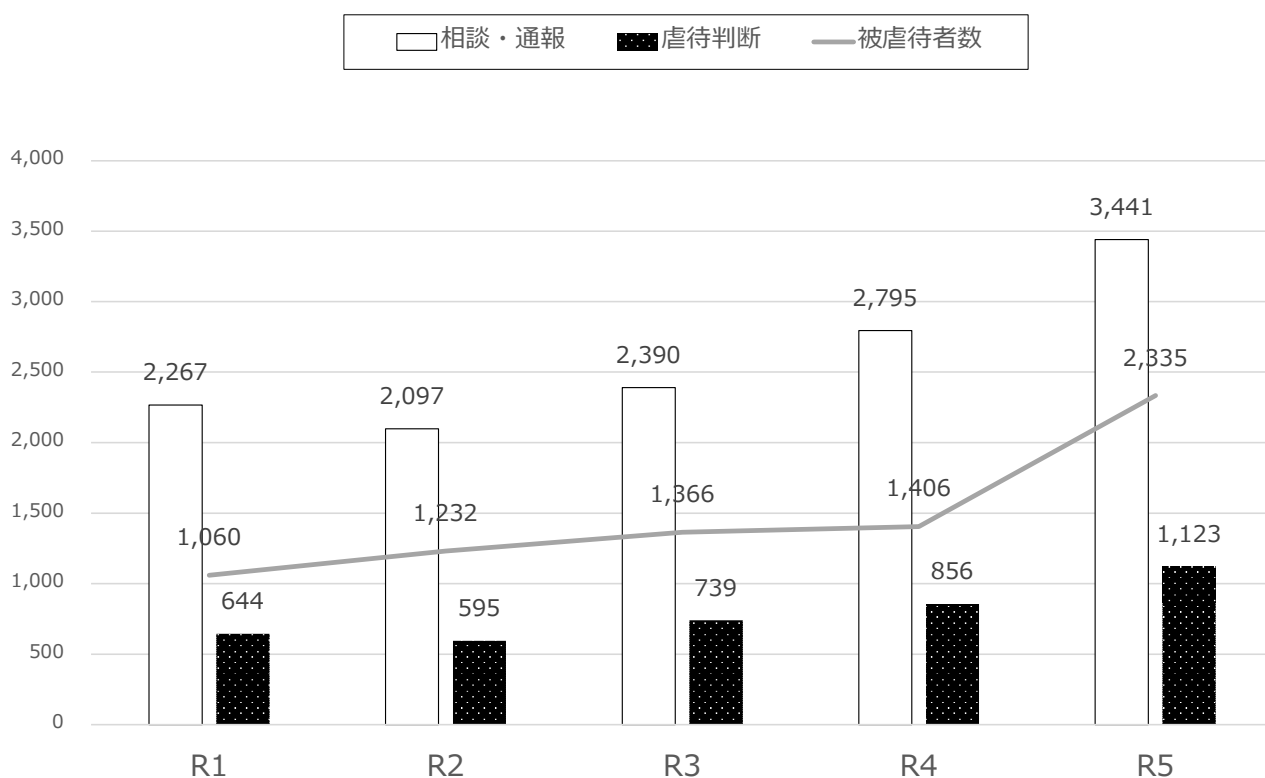
「養介護施設」又は「養介護事業」の業務に従事する者

○「養介護施設」とは

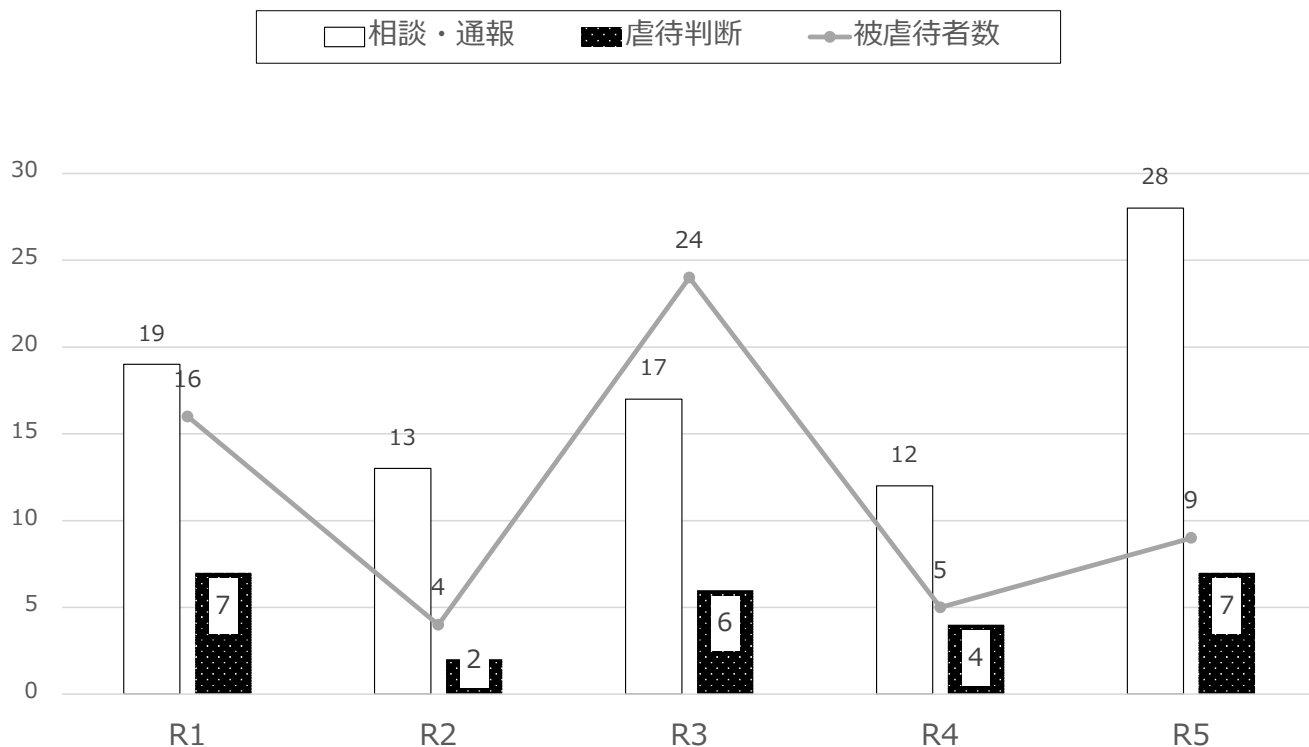
老人福祉法に規定される老人福祉施設（地域密着型施設も含む）、
有料老人ホーム、介護保険法に規定される介護老人福祉施設、
介護老人保健施設、介護医療院、地域包括支援センター

1

相談・通報、虐待判断件数（全国）

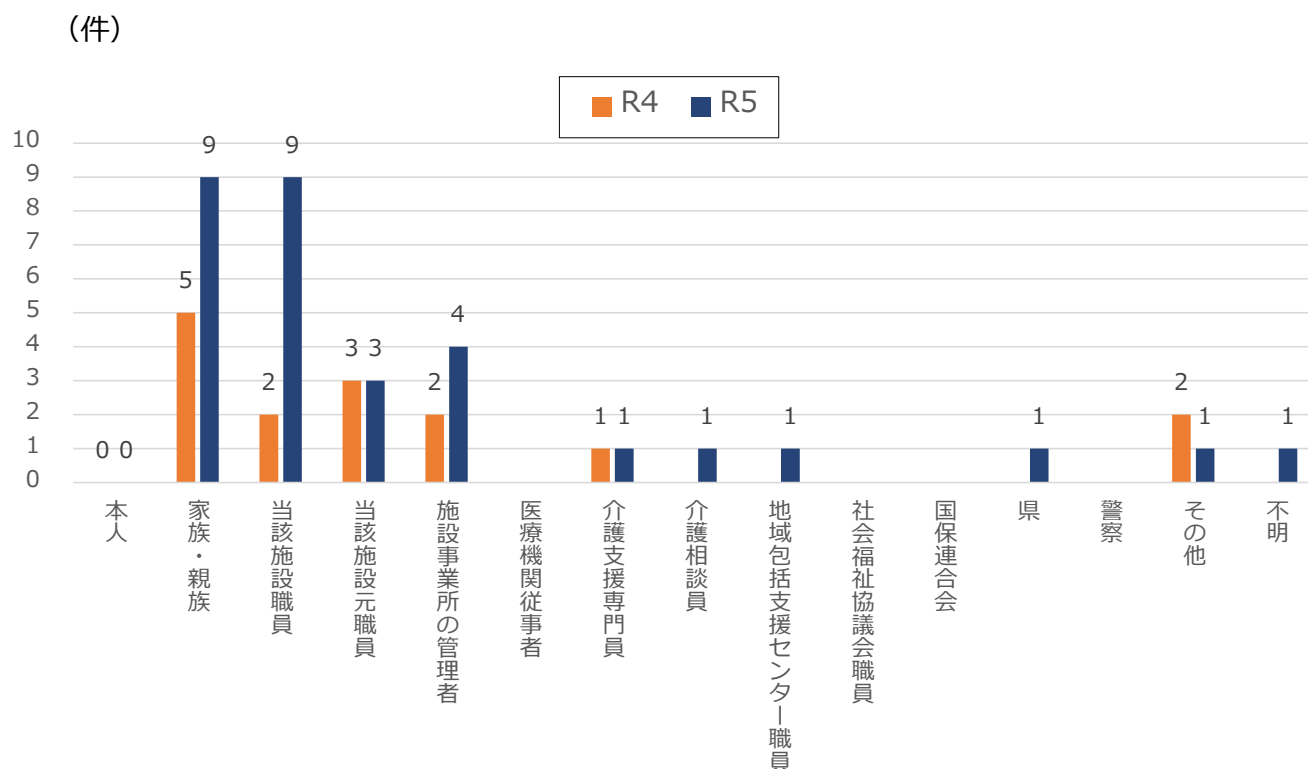


相談・通報、虐待判断件数（県）



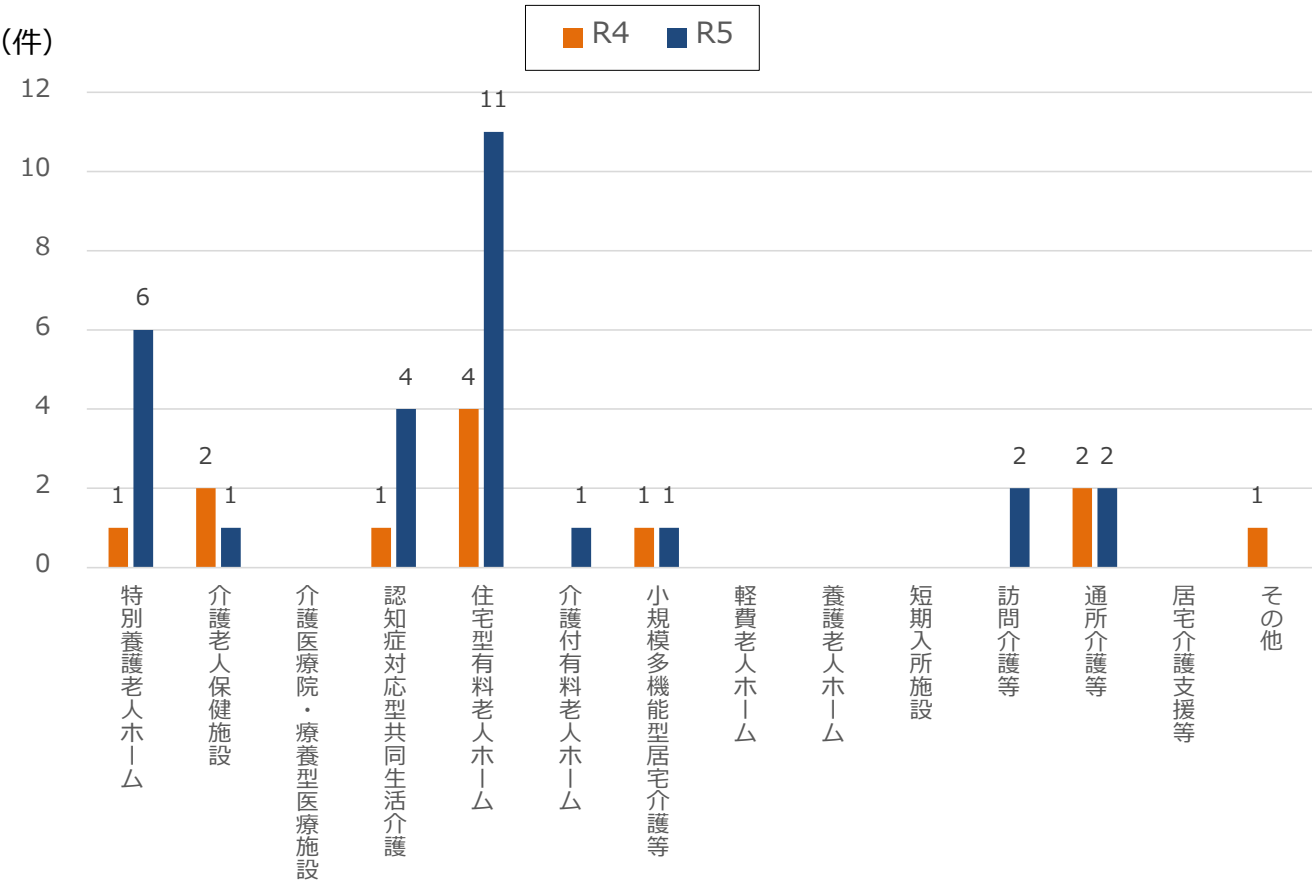
3

相談・通報の内訳（複数回答）（県）



※1件の事例に対し複数の者から相談・通報があった場合、それぞれの該当項目に重複して計上されるため、合計は相談・通報件数と一致しない。

相談・通報が寄せられた施設等のサービス種別（県）

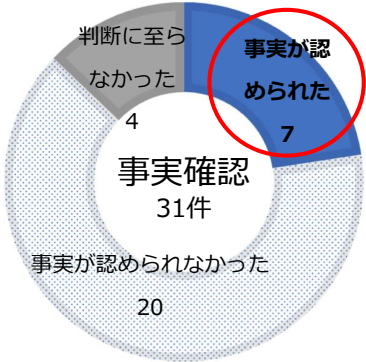


※1件の事例に対し複数の者から相談・通報があった場合、それぞれの該当項目に重複して計上されるため、合計は相談・通報件数と一致しない。

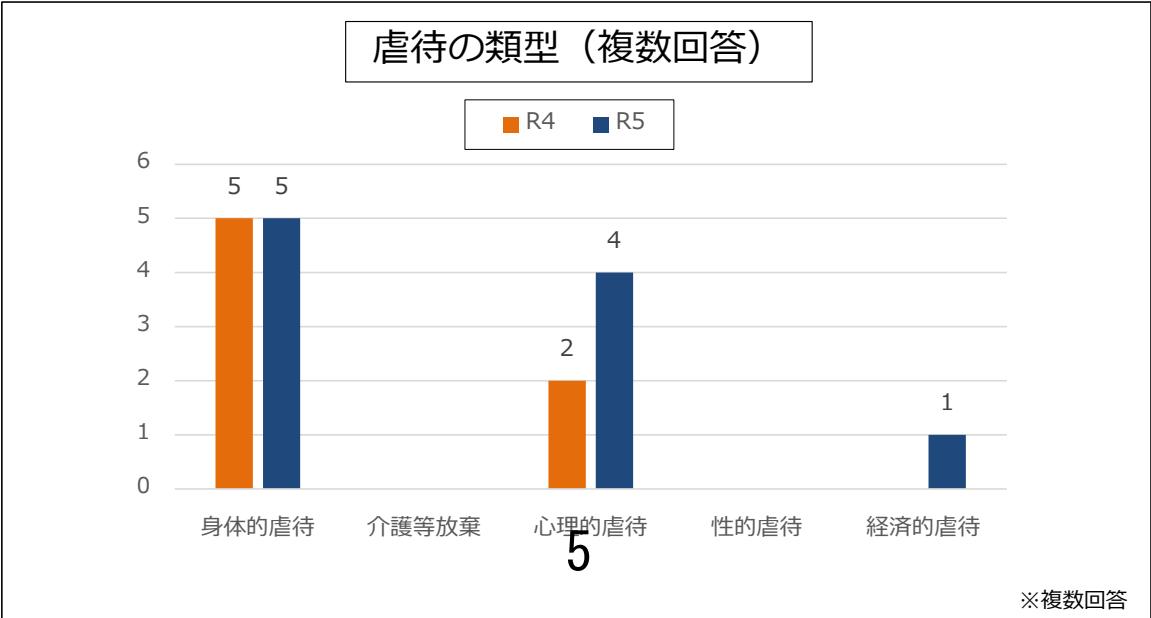
事実確認調査の結果（県）：虐待判断件数等、虐待の類型

通報・相談件数 32件

事実確認 実施 31件
事実確認 未実施 1件
調査を予定・検討中 0件



※通報・相談件数は、令和5年以前のものも含む。



※複数回答

R 5 虐待事例 (県)

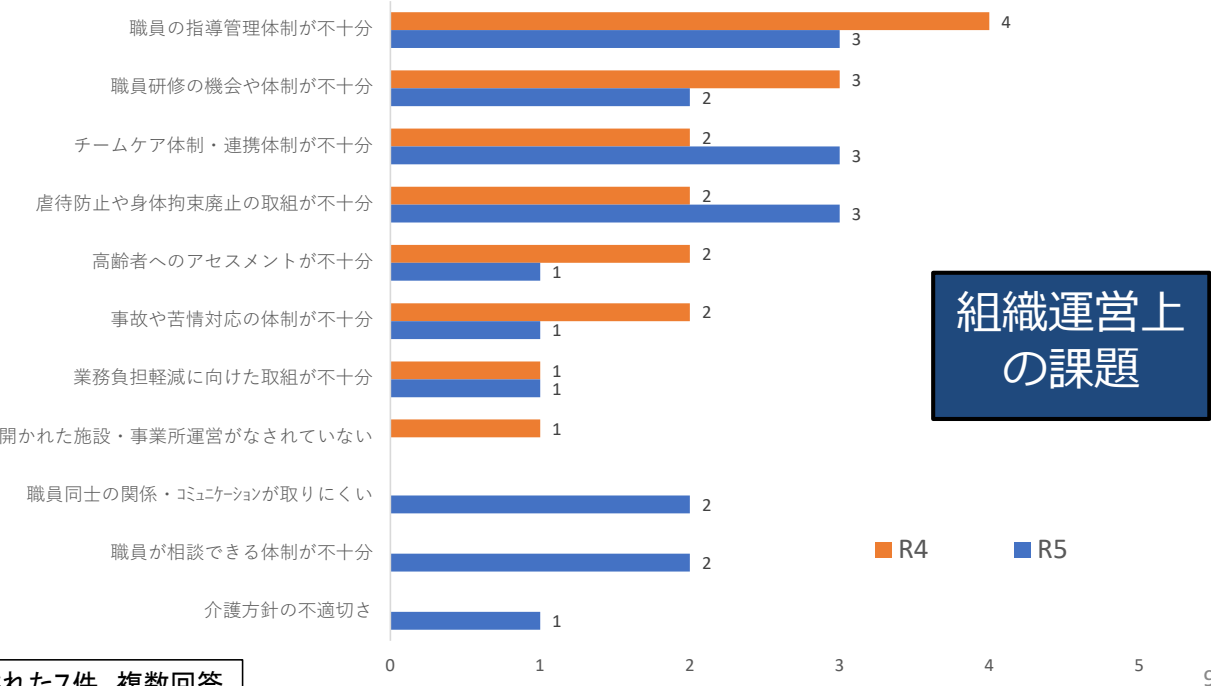
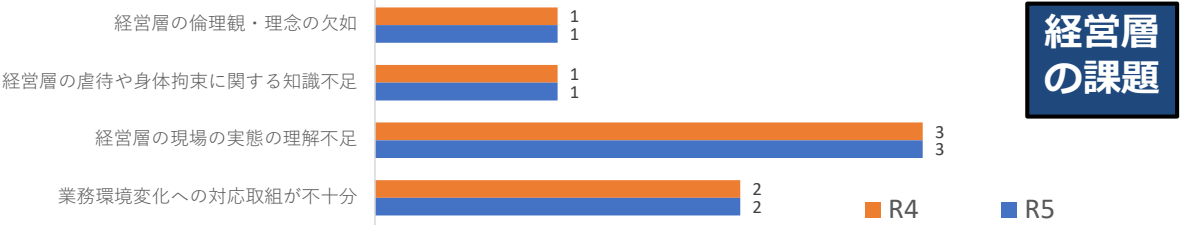
R5	(1)	(2)	(3)	(4)
①被虐待者の状況 ・年齢、性別 ・要支援・要介護状態区分 ・認知症日常生活自立度区分	・90～94歳、女性 ・不明 ・認知症だが、自立度不明	・65歳未満障がい者、男性 ・不明 ・不明	・90～94歳、男性 ・要介護5 ・自立度Ⅲ ・90～94歳、女性 ・要介護1 ・自立度Ⅱ	・90～94歳、女性 ・要介護4 ・自立度Ⅲ
②虐待の類型	経済的虐待	心理的虐待	身体的虐待 (身体拘束あり)	身体的虐待
③施設の種別	小規模多機能型居宅介護	(住宅型)有料老人ホーム	認知症対応型共同生活介護	特別養護老人ホーム
④虐待を行った従事者の職種	管理職	管理者	介護職	介護職
⑤市町村がとった措置	改善計画の提出指導	改善計画の提出指導	改善計画の提出指導	改善計画の提出指導

7

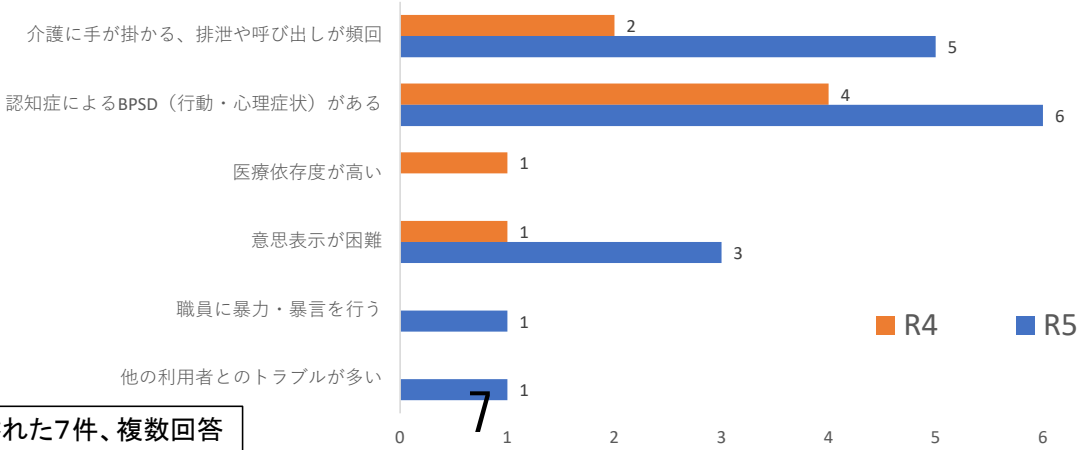
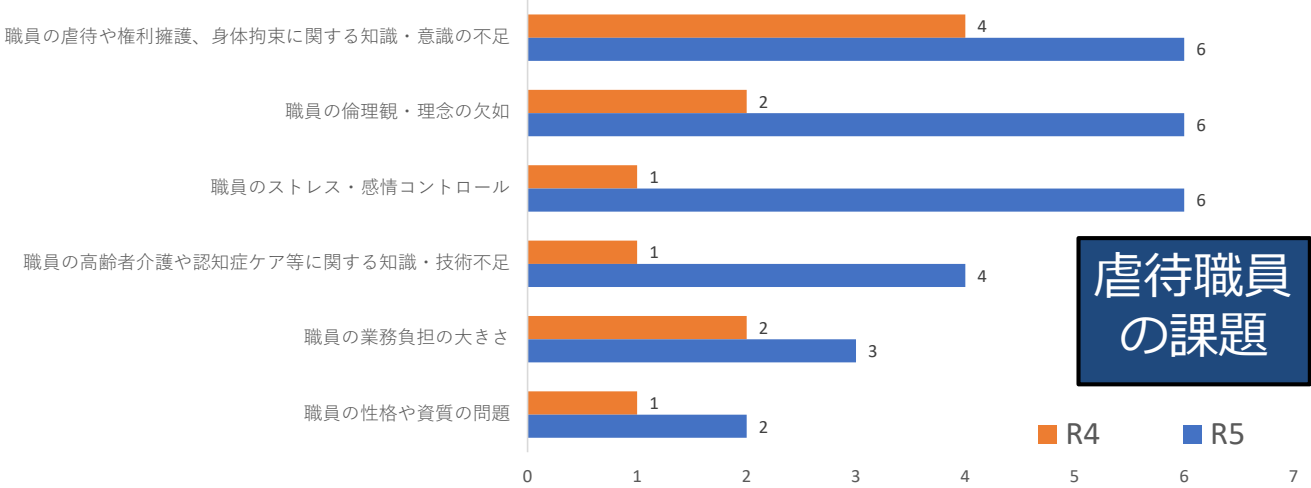
R 5 虐待事例 (県)

R5	(5)	(6)	(7)
①被虐待者の状況 ・年齢、性別 ・要支援・要介護状態区分 ・認知症日常生活自立度区分	・85～89歳、男性 ・要介護2 ・自立度Ⅱ	・95～99歳、女性 ・要介護1 ・自立度Ⅰ ・85～89歳、女性 ・要介護4 ・自立度M	・90～94歳、女性 ・要介護2 ・自立度Ⅲ
②虐待の類型	心理的虐待	心理的虐待 身体的虐待	心理的虐待 身体的虐待
③施設の種別	認知症対応型共同生活介護	小規模多機能型居宅介護	認知症対応型共同生活介護
④虐待を行った従事者の職種	介護職(介護福祉士)	介護職	介護職(介護福祉士)
⑤市町村がとった措置	改善計画の提出指導	改善計画の提出指導	改善計画の提出

虐待の発生要因（県）



※母数は虐待と判断された7件、複数回答



※母数は虐待と判断された7件、複数回答

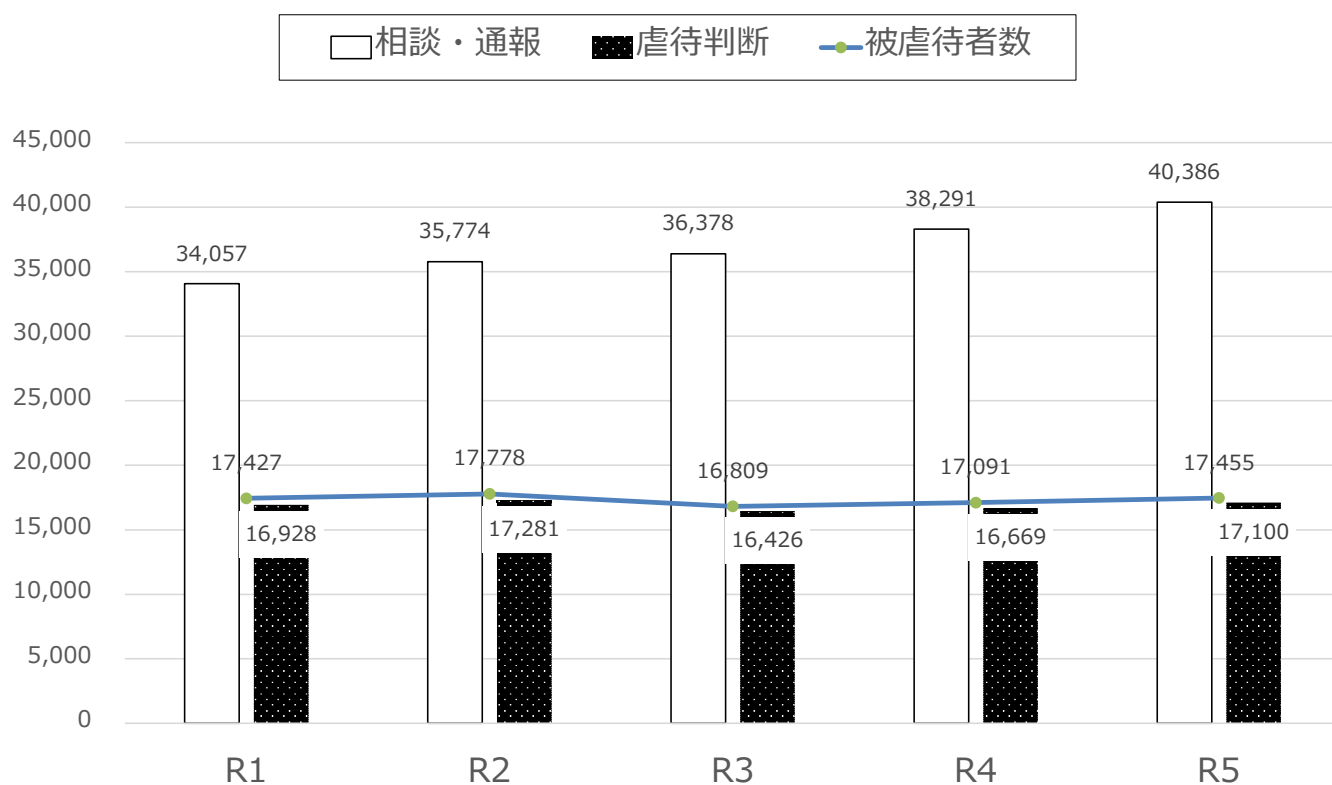
養護者による虐待

○「養護者」とは

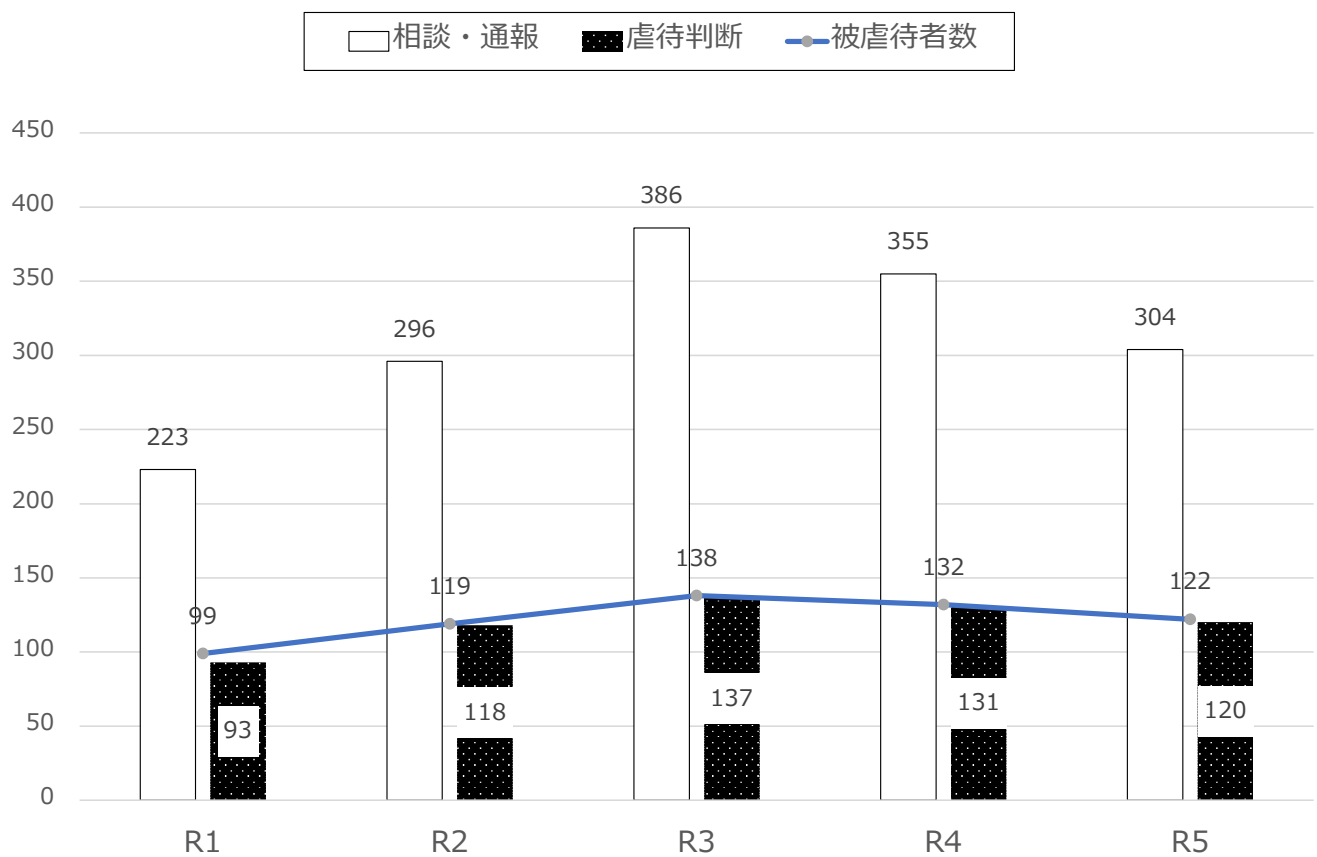
「高齢者を現に養護する者であって養介護施設従事者等以外のもの」であり、高齢者の世話をしている家族、親族、同居人等が該当する。

11

相談・通報、虐待判断件数（全国）

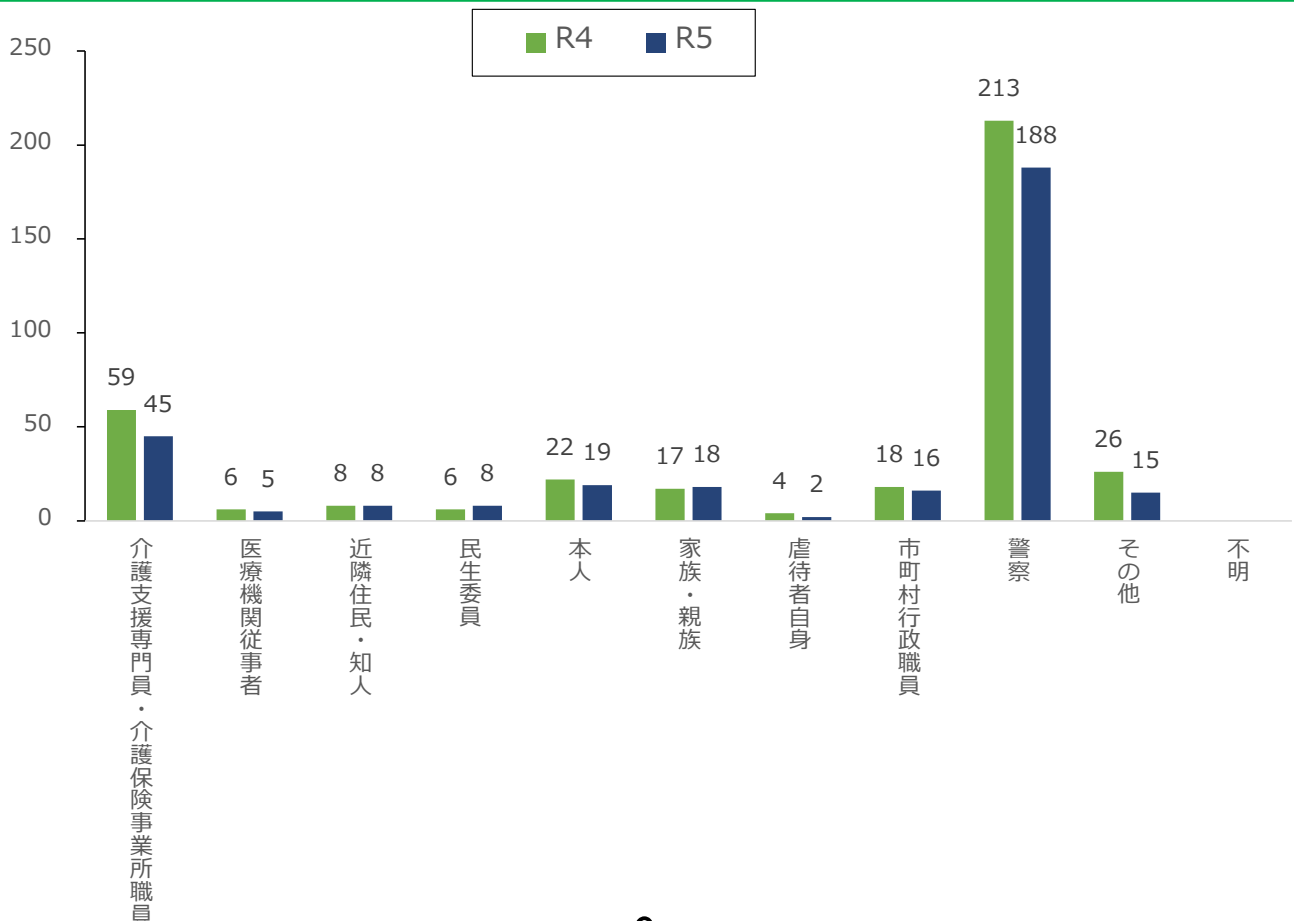


相談・通報、虐待判断件数（県）



13

相談・通報者の内訳（県）

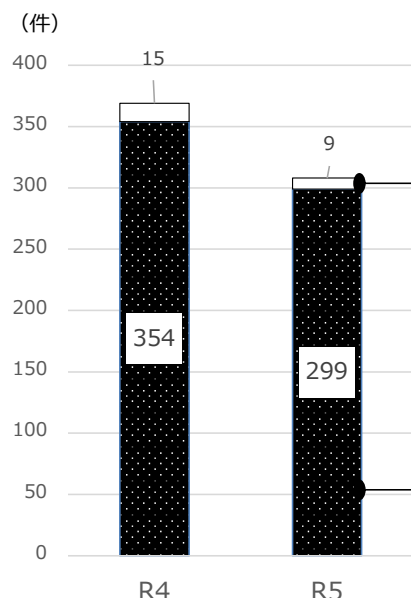


※ 1 件の事例に対し複数の者から相談・通報があった場合、それぞれの該当項目に重複して計上されるため、合計は相談・通報件数と一致しない。

事実確認の実施状況（県）

□ 事実確認調査を行っていない事例

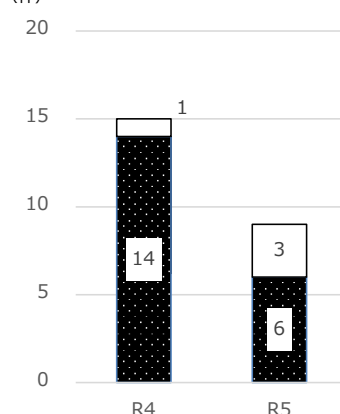
■ 事実確認調査を行った事例



※R5にはR4繰越件数の4件も含む。

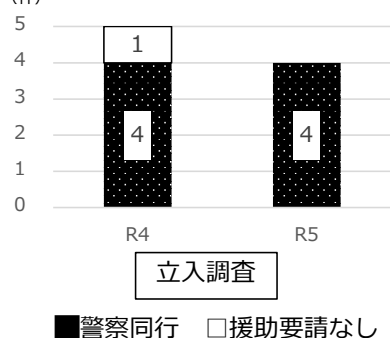
【事実確認を行っていない事例（内訳）】

(件)



【事実確認を行った事例（内訳）】

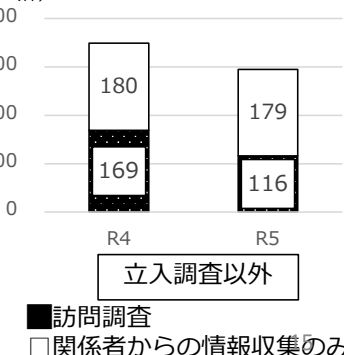
(件)



立入調査

■ 警察同行 □ 援助要請なし

(件)



立入調査以外

■ 訪問調査 □ 関係者からの情報収集のみ

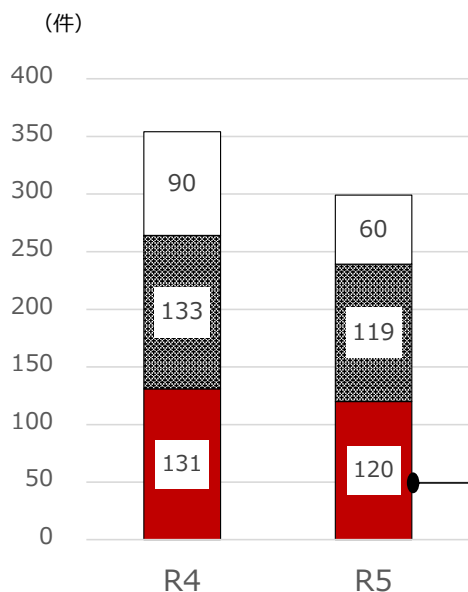
15

事実確認調査の結果（県）：虐待判断件数等、虐待の類型

□ 虐待判断に至らなかった事例

■ 虐待ではないと判断した事例

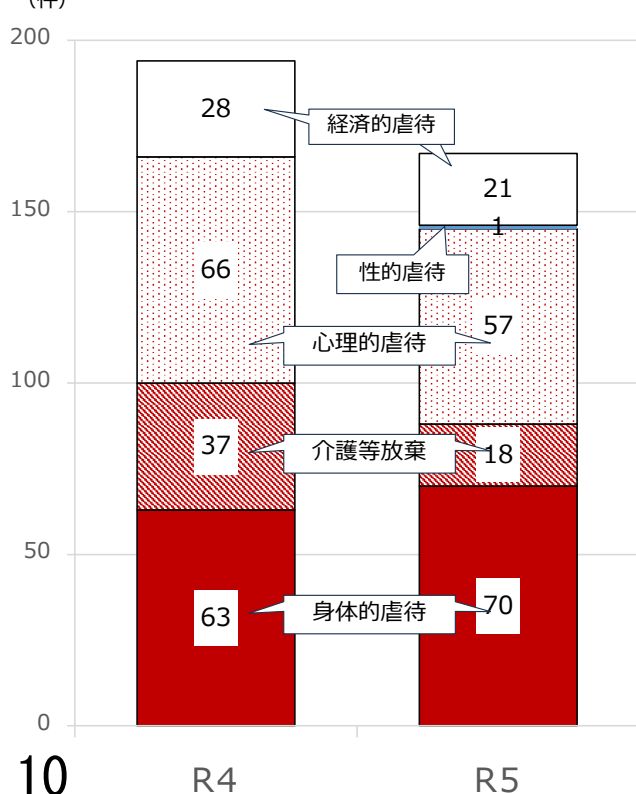
■ 虐待を受けた又は受けたと思われる
と判断した事例



【虐待の類型（複数回答）】

※虐待を受けた又は受けたと思われると判断した事例

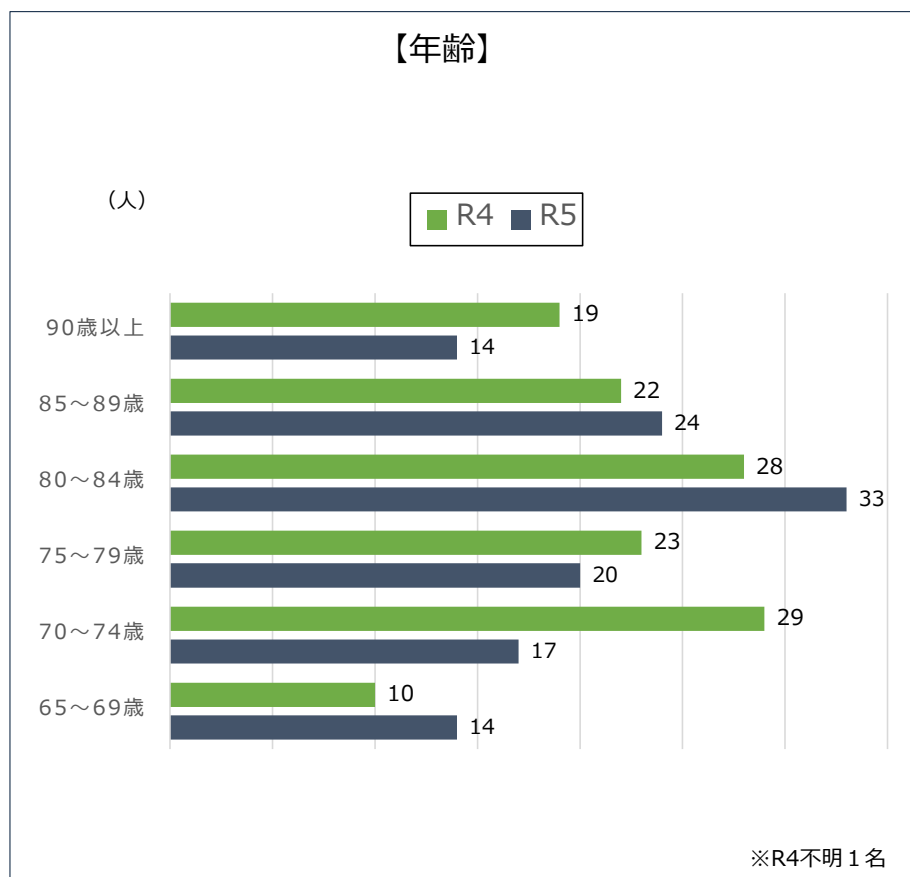
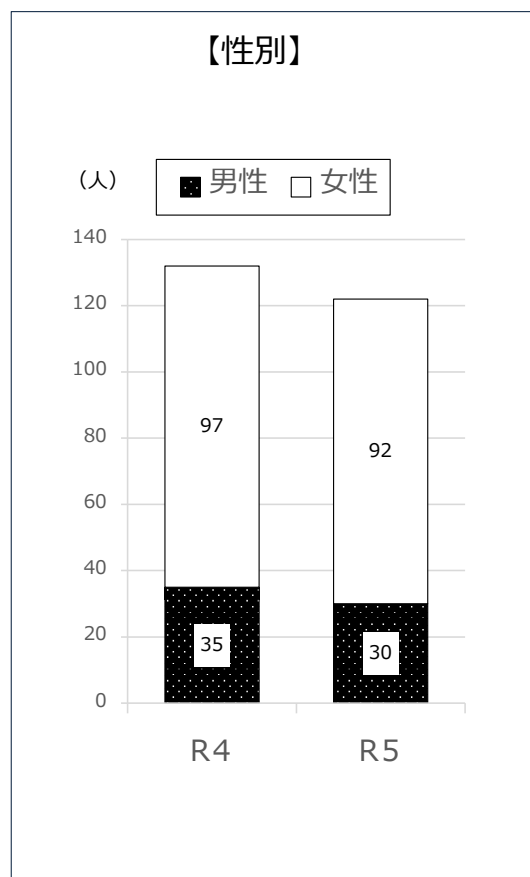
(件)



10

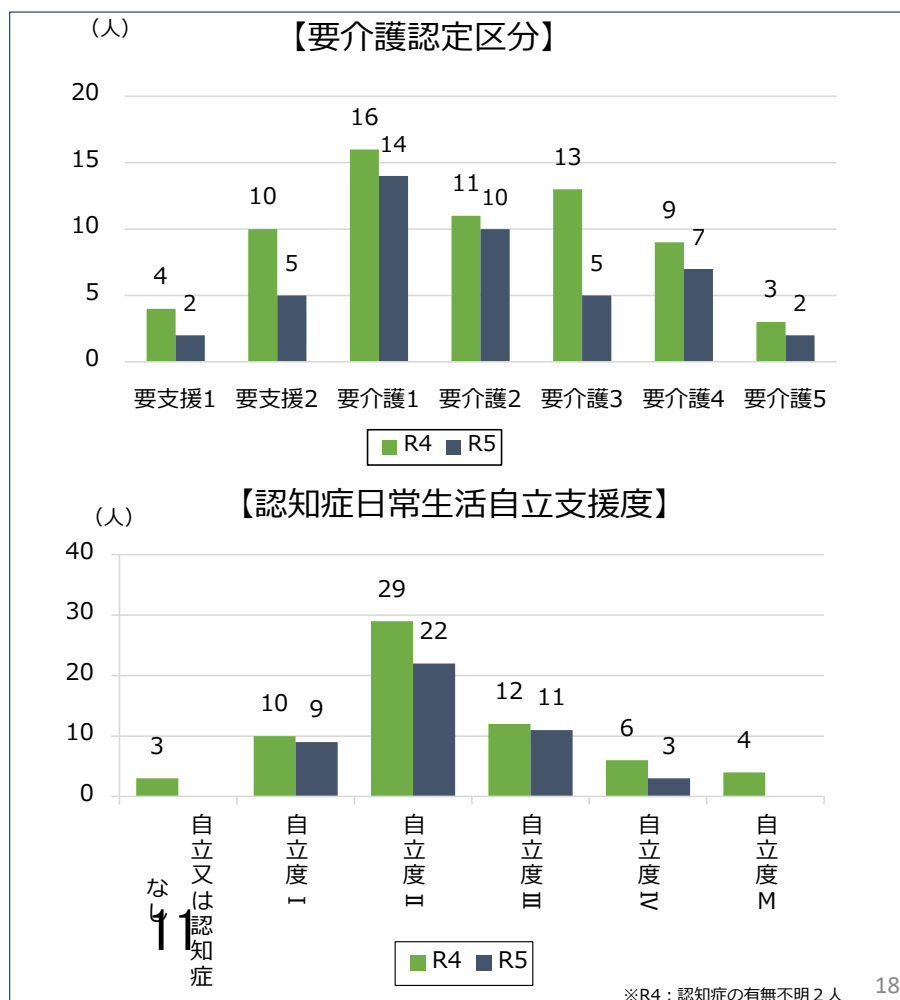
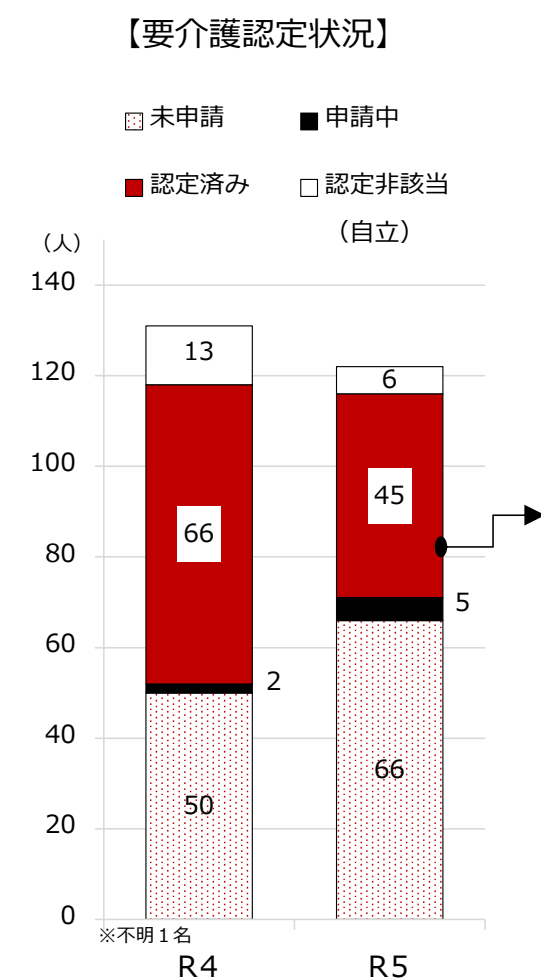
16

被虐待者の状況（県）：被虐待者の性別、年齢



17

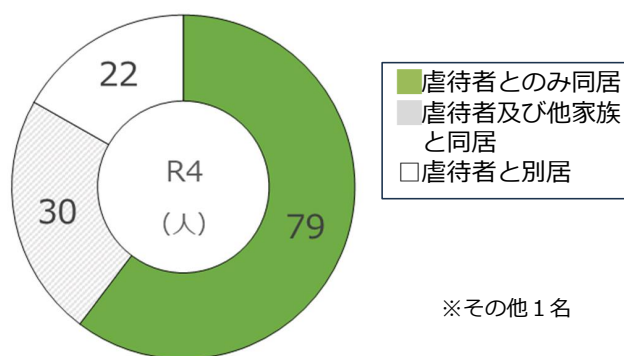
被虐待者の状況（県）：要介護認定状況、要介護認定区分、認知症日常生活自立支援度



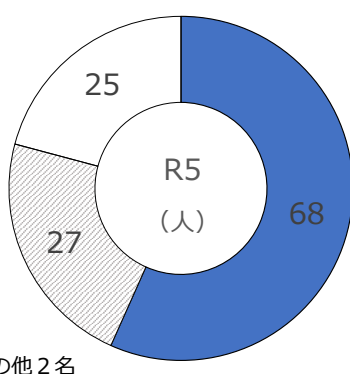
18

被虐待者の状況（県）：被虐待者の世帯構成、虐待者との同居

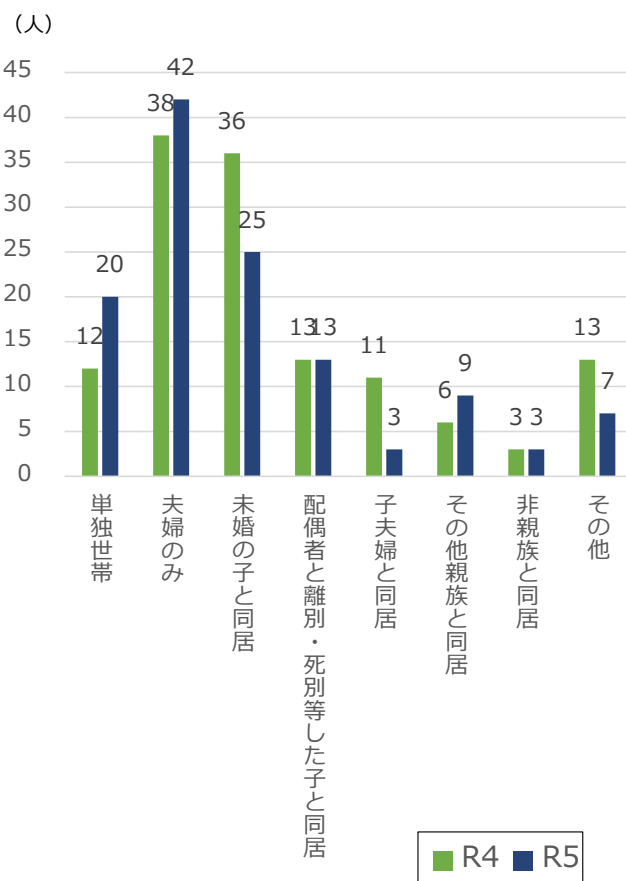
【虐待者との同居・別居の状況】



■ 虐待者とのみ同居
■ 虐待者及び他家族と同居
□ 虐待者と別居



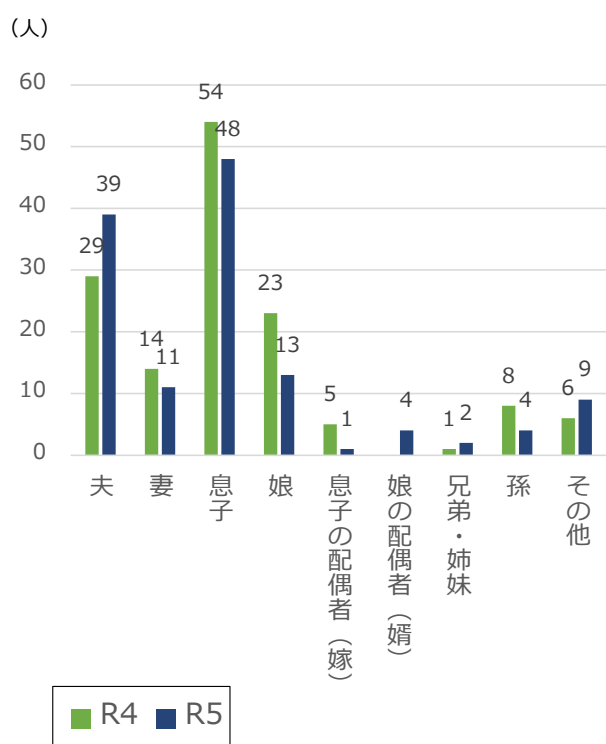
【被虐待者の世帯構成】



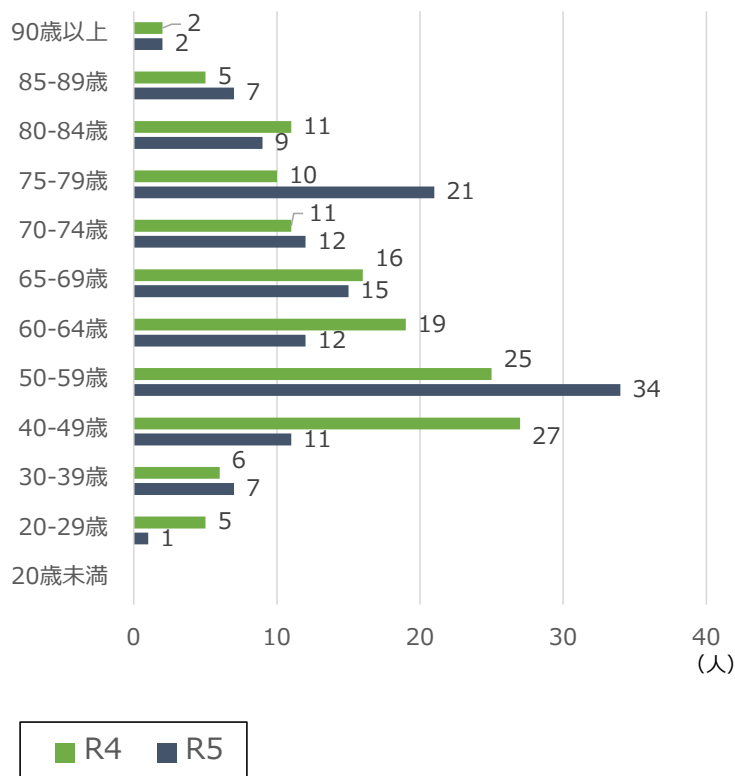
19

虐待者の状況（県）：虐待者の続柄、年齢

【被虐待者から見た虐待者の続柄（複数回答）】



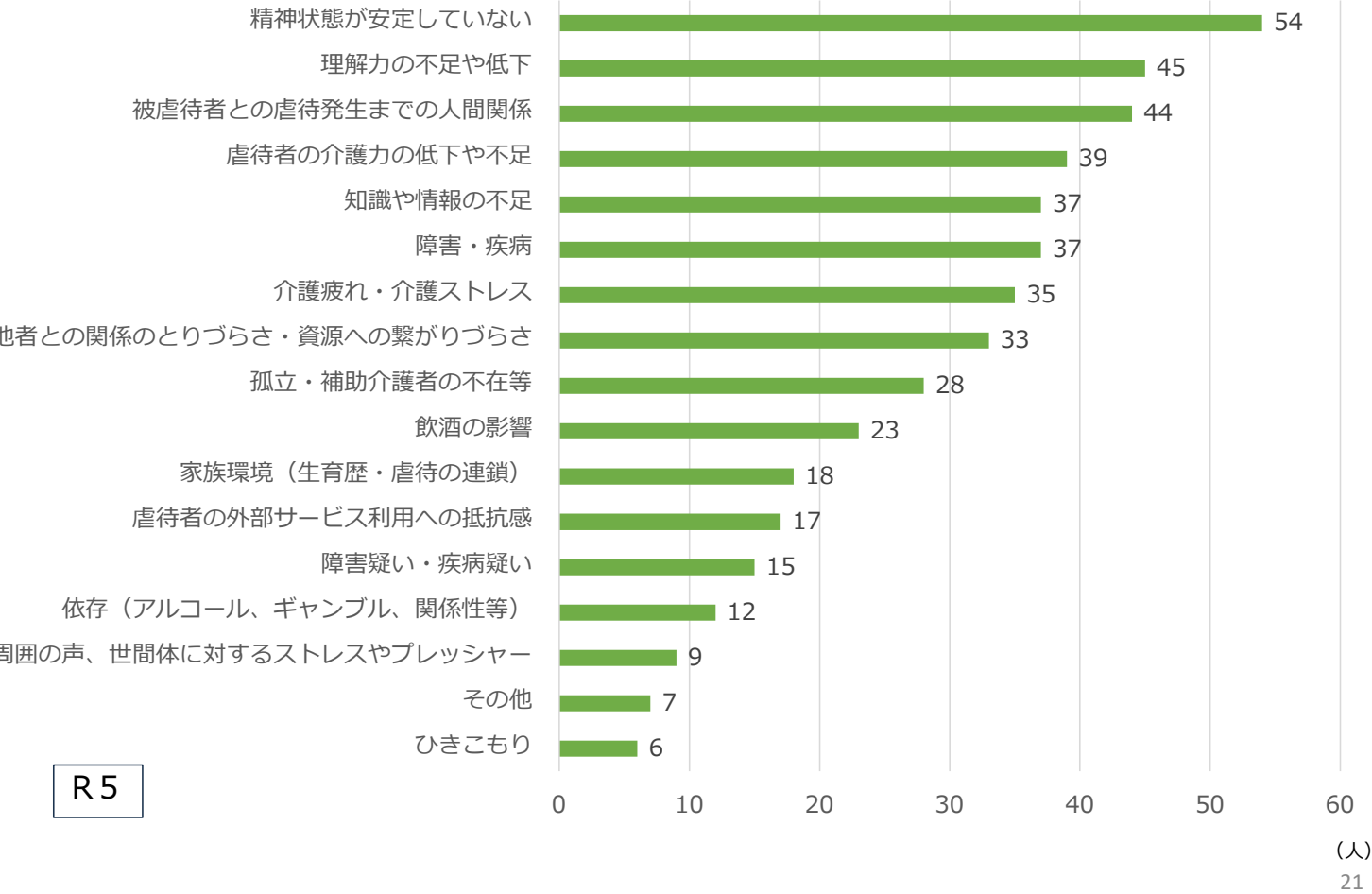
【年齢】



12

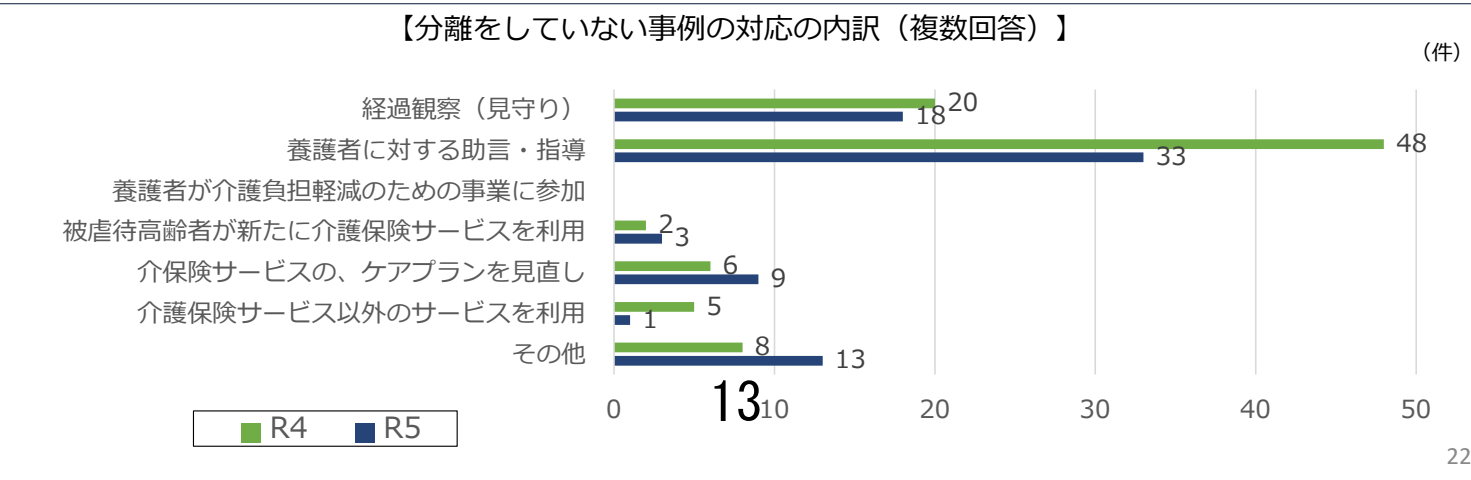
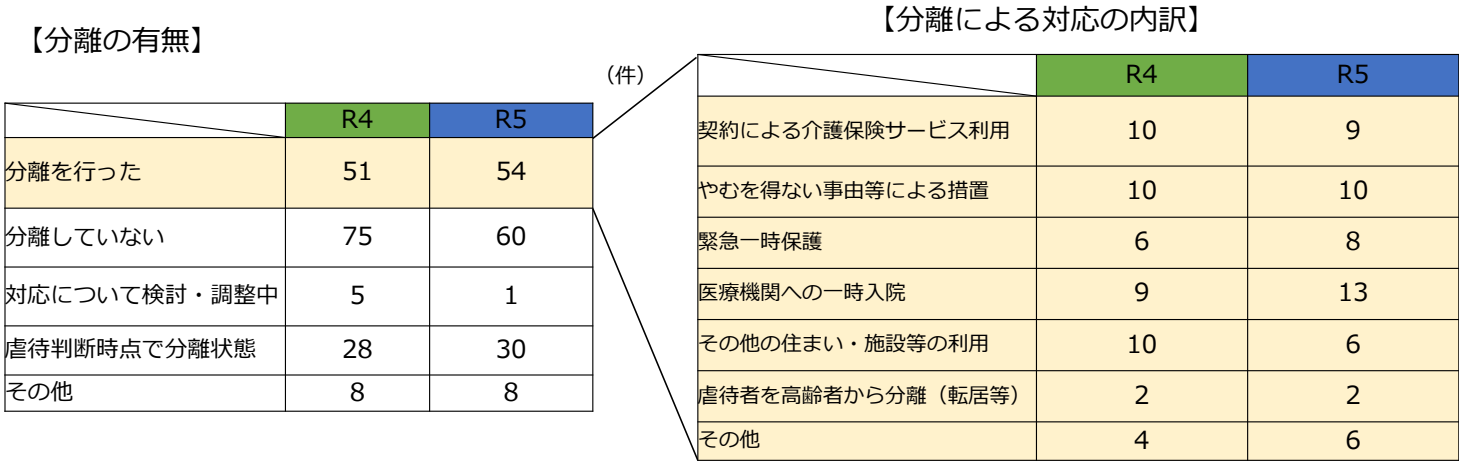
20

虐待者の状況（県）：虐待者の発生要因や状況（複数回答）



虐待事例への対応状況（県）：分離の有無（対応内訳、分離のしていない場合の対応）

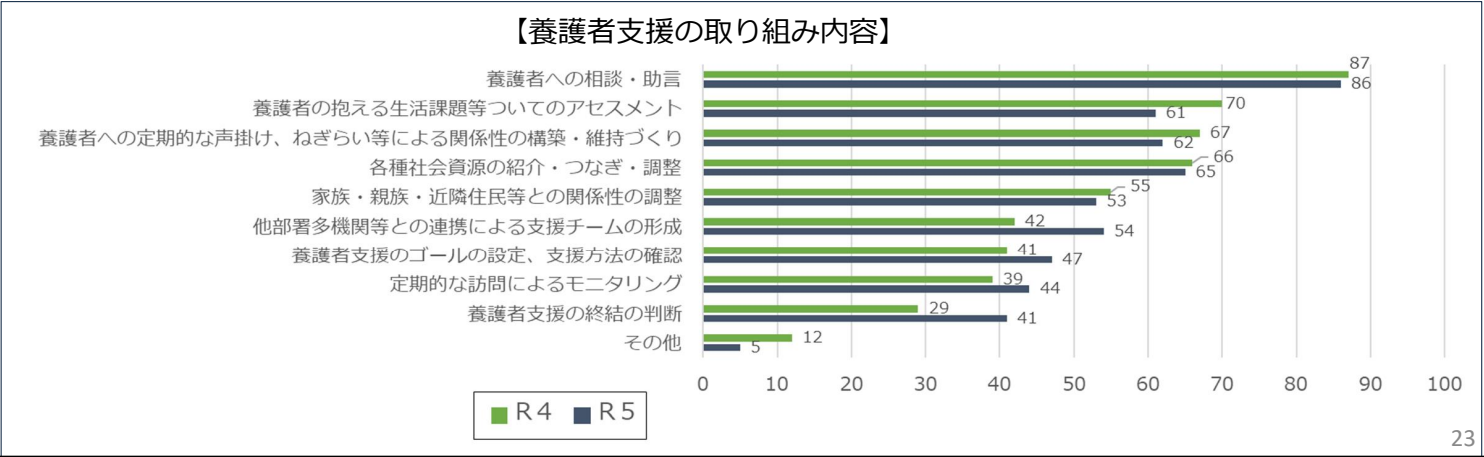
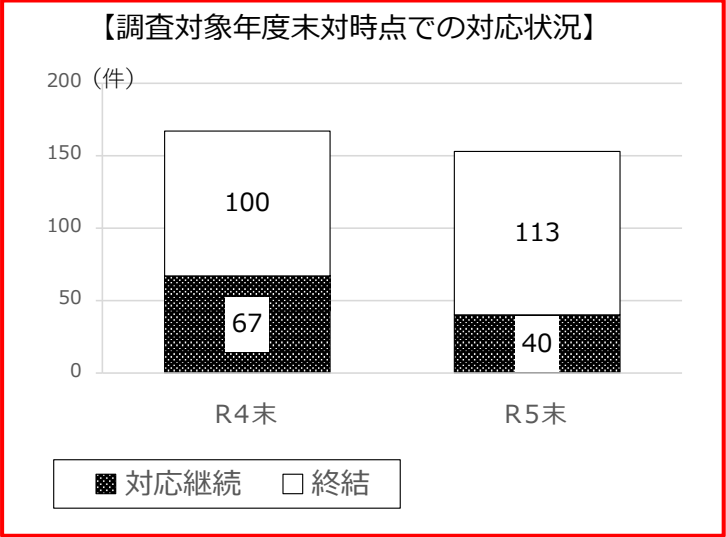
※調査対象年度以前に事実確認した事例で、対応が対象年度となった事例も含む



虐待事例への対応状況（県）：成年後見制度等利用状況、養護者への支援

※調査対象年度以前に事実確認した事例で、対応が対象年度となった事例も含む

	R4	R5
被虐待者数	167	153
成年後見制度		
利用手続きなし	147	133
利用開始済(対象年度前)	3	2
利用開始済(対象年度内)	13	10
利用手続き中	4	8
(内数)市町村申立あり	16	16
市町村申立なし	1	2
日常生活自立支援事業		
利用開始手続きなし	164	151
利用開始手続きあり	3	2



市町村体制整備状況について

市町村の概況と対応担当窓口について								
1) 市町村数	2) 人口	3) 65歳以上人口	4) 地域包括支援センター整備状況		5) 地域包括支援センターへの事務の一部又は全部の委託			
	人数	人数	a直営	b委託	a相談、指導及び助言	b通報または届出の受理	c高齢者の安全の確認、通報または届出にかかる事実確認のための措置	d養護者の負担軽減のための措置
26	1052327	354469	12	58	14	13	11	10

市町村における高齢者虐待防止法に基づく対応状況等に関する調査

～対応のための体制整備について～

		実施済み	未実施
養護者による高齢者虐待の対応の窓口となる部局の住民への周知（調査対象年度中）	市町村数	24	2
	構成割合(%)	92.3	7.7
地域包括支援センター等の関係者へ的高齢者虐待に関する研修（調査対象年度中）	市町村数	25	1
	構成割合(%)	96.2	3.8
高齢者虐待について、講演会や市町村広報誌等による、住民への啓発活動（調査対象年度中）	市町村数	17	9
	構成割合(%)	65.4	34.6
居宅介護サービス事業者に高齢者虐待防止法について周知（養護者による高齢者虐待の未然防止、早期発見・早期対応等の必要性等、調査対象年度中）	市町村数	18	8
	構成割合(%)	69.2	30.8
介護保険施設に高齢者虐待防止法について周知（養護者による高齢者虐待の未然防止、早期発見・早期対応等の必要性等、調査対象年度中）	市町村数	18	8
	構成割合(%)	69.2	30.8
養護者による高齢者虐待対応のマニュアル、業務指針、対応フロー図等の活	市町村数	19	7
	構成割合(%)	73.1	26.9
民生委員、住民、社会福祉協議会等からなる「早期発見・見守りネットワーク」の構築への取組	市町村数	20	6
	構成割合(%)	76.9	23.1
介護保険サービス事業者等からなる「保健医療福祉サービス介入支援ネットワーク」の構築への取組	市町村数	6	20
	構成割合(%)	23.1	76.9
行政機関、法律関係者、医療機関等からなる「関係専門機関介入支援ネットワーク」の構築への取組	市町村数	8	18
	構成割合(%)	30.8	69.2
成年後見制度の市区町村長申立が円滑にできるように役所・役場内の体制強化	市町村数	26	0
	構成割合(%)	100.0	0.0
地域における権利擁護・成年後見体制の整備に向けた中核機関の立ち上げ・体制整備	市町村数	26	0
	構成割合(%)	100.0	0.0
高齢者虐待防止法に定める警察署長に対する援助要請等に関する警察署担当者との協議	市町村数	19	7
	構成割合(%)	73.1	26.9
老人福祉法の規定による措置を採るために必要な居室確保のための関係機関との調整	市町村数	23	3
	構成割合(%)	88.5	11.5
高齢者虐待対応・養護者支援が円滑にできるよう生活困窮者支援、DV担当課等の役所・役場内の体制強化	市町村数	24	2
	構成割合(%)	92.3	7.7
高齢者虐待対応・養護者支援が円滑にできるよう保健所、精神保健福祉センター、発達障害者支援センター等の関係機関との連携強化	市町村数	15	11
	構成割合(%)	57.7	42.3
虐待を行った養護者に対する相談、指導または助言	市町村数	25	1
	構成割合(%)	96.2	3.8
居宅において日常生活を営むのに支障がありながら、必要な福祉サービス及び保健医療サービスを利用していない高齢者の権利利益の養護を図るための早期発見の取組や相談等	市町村数	22	4
	構成割合(%)	84.6	15.4
終結した虐待事案の事後検証について	市町村数	12	14
	構成割合(%)	46.2	53.8
養介護施設従事者等による高齢者虐待に関して、サービス利用者や家族、地域住民等への周知・啓発（ポスター、リーフレット等の作成・配布）	市町村数	8	18
	構成割合(%)	30.8	69.2
介護サービス相談員派遣事業等による施設・事業所内、家庭内の介護サービス状況等の確認	市町村数	7	19
	構成割合(%)	26.9	73.1
指導監督権限を有する施設・事業所への養介護施設従事者等による高齢者虐待の未然防止、早期発見・早期対応等に関する周知	市町村数	13	13
	構成割合(%)	50.0	50.0
指導監督権限を有する施設・事業所において虐待防止の取組を促進させるためのリーダー養成研修等の開催	市町村数	4	22
	構成割合(%)	15.4	84.6
指導監督権限を有する施設・事業所における虐待防止の取組状況の把握（虐待防止委員会等）	市町村数	12	14
	構成割合(%)	46.2	53.8
養介護施設従事者等による高齢者虐待対応のマニュアル、業務指針、対応フロー図等の活用	市町村数	16	10
	構成割合(%)	61.5	38.5
養介護施設・事業所の事故報告や苦情相談、指導内容等の関係部署間での共有	市町村数	23	3
	構成割合(%)	88.5	11.5
養介護施設従事者等による高齢者虐待対応において、医療・福祉・法律専門職等から支援を受けられる体制	市町村数	18	8
	構成割合(%)	69.2	30.8

県における高齢者虐待防止の取組について

1 宮崎県高齢者虐待防止連絡会議の開催

(1) 会議の設置目的

宮崎県における高齢者虐待防止対策を総合的に推進するとともに、関係機関の連携を図る。

(2) 令和5年度

開催日	令和6年1月31日（水）
開催場所	宮崎県企業局庁舎1F 県電ホール
議 事	ア 県内における高齢者虐待の状況について イ 県における高齢者虐待防止の取組について ウ 意見交換

(3) 令和6年度

開催日	令和7年1月31日（金）
開催場所	宮崎県防災庁舎5階 56号室
議 事	ア 県内における高齢者虐待の状況について イ 県における高齢者虐待防止の取組について ウ 意見交換

2 高齢者虐待防止研修会の開催（委託事業）

(1) 事業目的

高齢者に関わる関係機関・団体の職員等を対象に、高齢者虐待防止のための資質向上を図り、高齢者虐待防止を推進することを目的とした研修会を開催する。

(2) 事業主体

宮崎県社会福祉協議会（宮崎県高齢者権利擁護支援センター）への委託により実施

(3) 令和5年度実績

① 市町村職員等に対する研修会

開催日	令和5年6月27日（火）	令和5年7月25日（火）
開催場所	オンライン	オンライン
対 象 者	市町村職員、 地域包括支援センター職員	市町村職員、 地域包括支援センター職員
参加者数	81名	65名

研修内容	ア 県からの報告 イ 講義 「高齢者虐待防止法の理解と市町村の責務」 ウ 講義 「高齢者虐待対応と権利擁護」	講義・演習 「養護者による高齢者虐待への対応について～事例を踏まえて、帳票活用のポイント」
------	--	--

② 養介護施設従事者等に対する研修会

開催日	令和5年9月13日（水）	令和5年9月21日（木）
開催場所	オンライン	
対象者	養介護施設従事者等	
参加者数	93名	89名
研修内容	ア 県からの報告 イ 講義・演習 「身体拘束・虐待防止の教育方法について学ぶ」	

(4) 令和6年度実績

① 市町村職員等に対する研修会

開催日	令和6年7月8日（月）	令和6年7月22日（月） 令和6年8月9日（金）
開催場所	県福祉総合センター	県福祉総合センター 宮崎市民プラザ
対象者	市町村職員、 地域包括支援センター職員	市町村職員、 地域包括支援センター職員
参加者数	77名	92名
研修内容	ア 県からの報告 イ 講義 「高齢者虐待防止法の理解と市町村の責務」 ウ 講義 「高齢者虐待対応と基本的な支援の視点」	講義・演習 「養護者による高齢者虐待への対応について」

② 養介護施設従事者等に対する研修会

開催日	令和6年11月18日（月）	令和6年11月27日（水）
開催場所	オンライン	オンライン
対象者	養介護施設従事者等	養介護施設従事者等
参加者数	77名	74名
研修内容	ア 県からの報告 イ 講義・演習「虐待防止委員会の役割」「不適切なケア」	

3 高齢者虐待対応支援事業の実施（委託事業）

(1) 事業目的

市町村による高齢者虐待事案への適切かつ迅速な対応が図られるよう支援するとともに、市町村における高齢者虐待対応ネットワークの形成と機能強化を図る。

(2) 運営主体

宮崎県社会福祉協議会（県高齢者権利擁護支援センター）への委託により実施。

(3) 事業内容

① 市町村等に対する相談対応

県高齢者権利擁護支援センターに相談員を配置し、市町村や地域包括支援センター等からの高齢者虐待に関する相談に応じる。

② 高齢者虐待対応専門職チームによる相談対応等

市町村及び地域包括支援センターからの要請に基づき、県高齢者権利擁護支援センターが必要と認める相談事例について、県弁護士会と県社会福祉士会で構成する「高齢者虐待対応専門職チーム」が助言等を行う。また、市町村等が主催する高齢者虐待に関する研修会に、講師として高齢者虐待対応専門職チームを派遣する。

③ 市町村との意見交換会の実施

市町村における高齢者虐待防止や対応の課題を確認し、今後の支援の在り方の参考とする。

(4) 事業実績

① 市町村等に対する相談対応

項 目	R4 年度	R5 年度	R6 年度
市町村、地域包括支援センター等からの相談	54 件	49 件	7 件

※令和 6 年度は 1 2 月末日までの実績

ア 高齢者虐待対応支援事業の活用を図るため、各市町村における虐待対応の体制等に関する相談に対応している他、市町村や地域包括支援センターの訪問も実施している。

イ 市町村、地域包括支援センター等からの相談（電話、FAX、メール等）に応じ助言を行った。

② 高齢者虐待対応専門職チームによる相談対応等

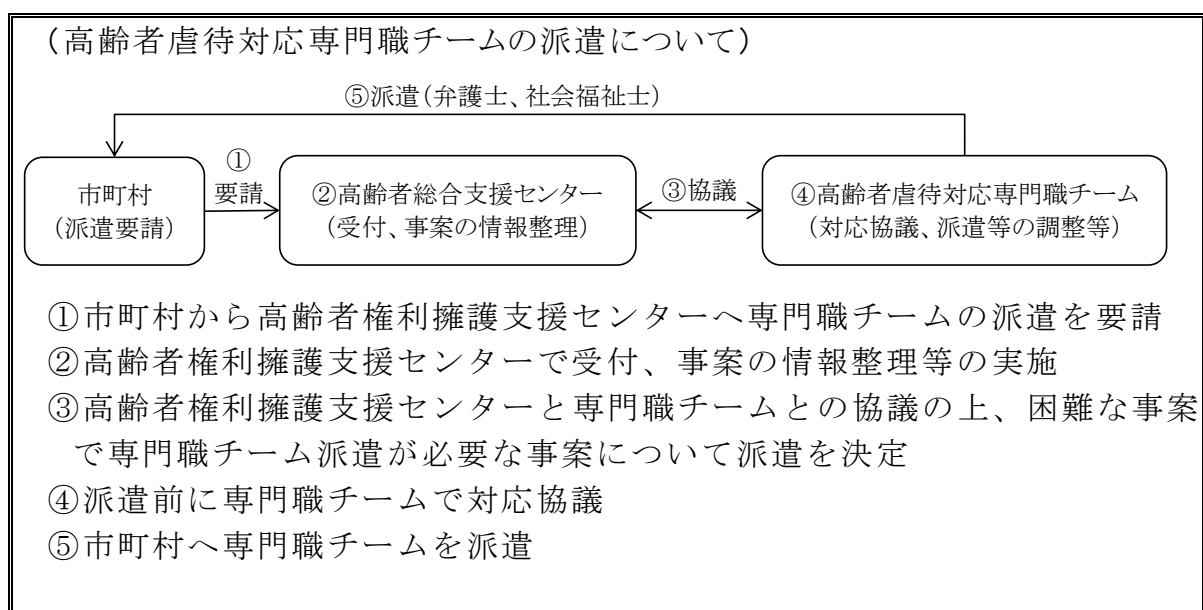
項 目	R4 年度	R5 年度	R6 年度
高齢者虐待対応専門職チーム派遣	2 件	1 件	2 件
高齢者虐待対応専門職チームによる電話 (FAX) 相談	10 件	8 件	6 件
講師派遣	7 件	11 件	13 件

※令和 6 年度は 1 2 月末日までの実績

ア 市町村からの要請に基づき、高齢者虐待対応専門職チームをケース検討会等へ派遣した。

イ 市町村等からの相談（電話、FAX、メール等）に応じ、専門職派遣チームによる即効性のある回答を行った。

ウ 市町村等が主催する高齢者虐待に関する研修会に、講師として高齢者虐待対応専門職チームの会員を派遣し、理解促進を図った。



③ 市町村との意見交換会（令和 6 年度予定）

開催日	会場	参加者
令和 7 年 3 月	オンライン	市町村、地域包括センター

4 高齢者虐待防止の啓発（委託事業）

① 出前講座の実施

高齢者虐待の防止や成年後見制度の活用を図るため、広く県民に学習機会や情報を提供し、高齢者が安心して暮らすことができるまちづくりを支援するため、団体・グループ等を対象に出前講座を実施した。

項 目	R4 年度	R5 年度	R6 年度
高齢者虐待防止、成年後見制度の活用 や手続き、セルフネグレクト等	5 件 (136 人)	9 件 (271 人)	4 件 (70 人)

※令和 6 年度 1 2 月末までの実績

② 高齢者権利擁護の普及啓発

ア 高齢者の権利擁護及び虐待予防を啓発するチラシを作成し高齢者の権利擁護に関する出前講座等で配布し、高齢者の権利擁護に対する意識啓発を図った。（作成部数：1,000 部）

意見(委員提出)

1 介護支援専門員の虐待対応の現状について

相談者	宮崎県介護支援専門員協会 大石委員
内 容	宮崎県介護支援専門員協会では、地域共生社会に向け包括支援の中で、介護支援専門員が直面する課題も、多様化・複雑化していることを踏まえ、ヤングケアラー難病、高齢者虐待防止をテーマにした研修の開催により啓発活動を実施している。 研修後に、「思い切って通報してみます」という意見もあり、啓発活動の重要性を感じているところ。 又、住宅型有料老人ホームで発生している虐待事案については、家族と施設との間でケアマネが板ばさみになり、「施設を出すわけにはいかない」という家族の意向が強く通報できないケースもあった。